

平成 23 年 11 月 29 日

内閣官房内閣情報調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

秘密保全に関する法制の整備に係る意見および確認事項の提出について

平成 23 年 10 月 14 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり意見および確認事項をご提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 23 年 11 月 29 日

「秘密保全に関する法制の整備」に係る意見および確認事項について

一般社団法人全国銀行協会

項番	該当箇所	意見・確認事項
1	全般	<p>公私の団体への照会については、事前に、具体的な対応内容の提示をお願いしたい。</p> <p>法の施行までに、公私の団体側での十分な検討・準備期間の確保をお願いしたい。</p>
2	<p>秘密保全のための法制の在り方について（報告書）11 ページ</p> <p>2. 人的管理 (1) 適性評価制度 エ 評価の観点及び調査事項</p> <p>「調査事項としては、例えば、①人定事項（氏名、生年月日、住所歴、国籍（帰化情報を含む。）、本籍、親族等）、②学歴・職歴、③我が国の利益を害する活動（暴力的な政府転覆活動、外国情報機関による情報収集活動、テロリズム等）への関与、④外国への渡航歴、⑤犯罪歴、⑥懲戒処分歴、⑦信用状態、⑧薬物・アルコールの影響、⑨精神の問題に係る通院歴、⑩秘密情報の取扱いに係る非違歴、といったものが考えられる。」</p>	<p>調査事項に「⑦信用状態」が例示されているが、これは、信用情報機関が保有する個人信用情報を指す認識でよいか。</p> <p>実施権者の権限濫用防止の観点から、本法案整備のなかで明確化をお願いしたい。</p>
3	<p>秘密保全のための法制の在り方について（報告書）11 ページ</p> <p>2. 人的管理 (1) 適性評価制度 エ 評価の観点及び調査事項</p> <p>「また、対象者本人に加え、配偶者のように対象者の身近にあつて対象者の行動に影響を与え得る者についても、諸外国と同様に、人定事項、信用状態や外国への渡航歴等の事項を調査することも考えられる。」</p>	<p>公私の団体への照会に当たっては、個人情報保護の観点から、対象者はもちろんのこと、「配偶者のように対象者の身近にあつて対象者の行動に影響を与え得る者」等も含め、必ず全ての被照会者の同意を得ることとしていただきたい。</p> <p>情報提供者側としては権限濫用や目的外利用等を防止・牽制する観点、および照会に回答する団体と被照会者間のトラブル発生等を回避するためにも、実施権者が被調査対象者からの同意を得るといった措置を講じることは、必要ではないかと考える。</p>

項番	該当箇所	意見・確認事項
4	秘密保全のための法制の在り方について（報告書）11 ページ 2. 人的管理 （1）適性評価制度 カ プロセス （ウ）第三者に対する照会等 「調査票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合において、対象者本人から提出を受けた資料では十分な情報が得られないときには、実施権者が金融機関、医療機関その他の公私の団体に調査事項に関して照会する必要があることも考えられるため、実施権者にその権限を付与することが適当である。」	公私の団体に照会するに当たっては、相応のコスト負担が実施権者にかかることを念頭に法整備および予算措置を図ることが必要であると考える。
5	同上	公私の団体への照会に対する回答は「任意」であるという理解でよいか。
6	同上	公私の団体への照会については、照会の濫用等防止のため、適性評価の判定が困難な場合に限定する等、必要最小限としていただきたい。
7	同上	公私の団体への照会に当たり、その実施権者は省庁単位という理解でよいか。例えば、警察からの照会は警察庁が一括して行うこととし、各都道府県警察から個別に照会がくることはないという理解でよいか。 また、各実施権者からの照会を取りまとめ、統一的な窓口から行っていただくことについても、検討していただきたい。
8	秘密保全のための法制の在り方について（報告書）11 ページ 2. 人的管理 （1）適性評価制度 カ プロセス （オ）結果の通知 「実施権者は、適性評価の結果を対象者に通知することが適当である。なお、適性を有しないと評価された場合は、支障のない範囲で理由を付して通知することを検討する必要がある。」	公私の団体への照会により取得した情報について、その情報源・内容等は秘匿扱いとし、評価結果の説明等に用いることがないよう法令上規定していただきたい。

項番	該当箇所	意見・確認事項
9	秘密保全のための法制の在り方について（報告書）12 ページ 2. 人的管理 （1）適性評価制度 ケ 関係資料の適切な取扱い 「適性評価の実施に当たっては様々な個人情報を取り扱う必要があるところ、実施権者は対象者の個人情報の保護が確実に図られるよう必要かつ適切な措置を講じなければならないことは言をまたない。」	公私の団体への照会により取得した情報について、「適性調査」以外に利用することを禁止し、各実施権者側での厳重な管理を徹底するよう法令上規定していただきたい。

以 上